

浜松市建築工事共通仕様書

第1章 総則

第1節 適用

浜松市建築工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、浜松市が発注する建築・建築設備工事（以下「建築工事等」という。）に適用する。

第2節 仕様の範囲

1 建築工事等は、以下の仕様書を適用する。

- (1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (2) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (3) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (4) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (5) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (6) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (7) 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (8) 公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (9) 公共住宅建設工事共通仕様書（建築編・電気編・機械編）（公共住宅事業者等連絡協議会）
- (10) 公共住宅改修工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会）

2 各工事に適用する仕様書及び年版は、特記仕様書による。

経過

平成28年1月1日制定